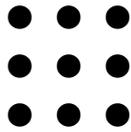


前史



草創期

●国産LPガス機器の開発

LPガスが一般家庭で使用されるようになったのは、昭和27年頃からである。その頃はまだLPガス専用の器具などは開発されていなかった。

燃焼器は都市ガスのコンロを加工したものであり、調整器（圧力調整器）は、酸素やメタンガスの調整弁を利用し、容器（ボンベ）も酸素やアセチレン用で間に合わせていたこともあり、事故も多発していた。

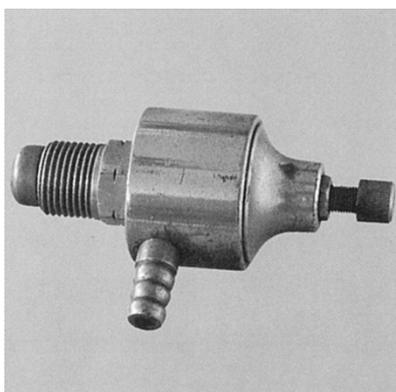
しかし、LPガスの需要が注目され始めると、すぐに機器の開発も着手されていった。

国産のガスレンジや容器の製造も相次ぎ、要となる調整器は、昭和27年に望月機器製作所がいわゆる「ハスの実」型調整器を製作、つづいて日新機械が「ゲンコツ」型調整器を製作した。

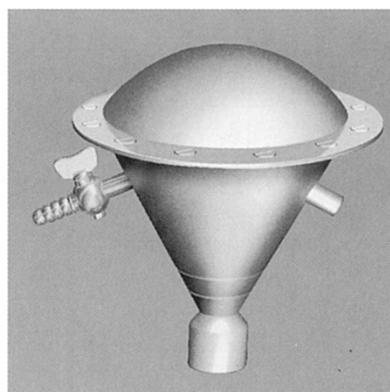
さらに昭和29年になると、アメリカ製の調整器も市中に出回り始め、これを参考に多くの国内メーカーが調整器を開発、製造に参入してきた。

昭和27～29年頃に調整器の製造を開始したメーカーに、関東では有成工業、佐藤精機、丸茂製作所（現：株式会社桂精機製作所）、浜井製作所（現：株式会社ハマイ）、関西ではロック製作所、千代田精機製作所、伊藤工機（現：I・T・O株式会社）、富士産業などがある。

この頃はLPガス（プロパン）の需要が年々、倍々ゲームのように急伸した時代で、この勢いに乗り国産のLPガス機器の開発も日進月歩の勢いで進んだのである。



ゲンコツ型調整器



ハスの実型調整器

しかし、LPガスの心臓部ともいわれる調整器の技術水準は安全という観点から見ると、まだまだ不安があったし、事実、全国で事故が頻発していた。

こうした事態を受けて、東京都などは、家庭用LPガスの取扱基準要綱を制作し、昭和29年12月に公布した。取付方法の基準や検査方法の基準、漏洩時の処置、器具の性能検査基準などを盛り込んだこの要綱は、続いて公布された

神奈川県や埼玉県の基準の模範ともなった。

昭和 30 年になると、各地で調整器の性能テストやコンクールが行われるようになり、これがメーカーの技術競争に拍車をかけた。

同時に、調整器を含めた L P ガスの器具について、標準化を図りたいという機運も生まれてきた。昭和 30 年 11 月に設立された全国プロパンガス協会においても、規格の統一と、検定制度的実施を推進したいという方針を明らかにしていた。

しかし、実際に規格の統一が図られ、自主検査というかたちで検査制度がスタートしたのは、この年から 7 年もあとになってしまう。

●調整器工業会の誕生

規格統一や検定制度的開始が望まれていたにもかかわらず、調整器については、難問が持ち上がっていた。東西の対立である。

調整器は、関東と関西では技術や規格に差異が生じていた。容器取り付けの際のネジ部の締め方ひとつとっても、関東ではスパナ締めで統一する傾向にあったのが、関西では手締めが主流であった。これを一方が押しつけるように統一を呼びかけると、東西の対立ムードに発展するという雰囲気だったのである。

この対立を決定的にしたのが、調整器の出口圧力の設定基準の問題であった。関西の業界では、水柱 300 ± 50 ミリを主張し、関東の業界では、水柱 280 ± 50 ミリを主張。これを互いに譲らず、調整器の規格統一は困難を極めた。

しかし、昭和 36 年になってようやく東西の親睦が図られ、6 月には調整器メーカーの全国組織である日本 L P ガス調整器工業会（以下「調整器工業会」という）が誕生した。

ここでようやく調整器の統一規格案が進行し、昭和 38 年 1 月には、調整器工業会から全国プロパンガス協会へ、調整器の検査実施が依頼されることになった。

なお、このとき、懸案だった調整器の規格は、関東側が主張していた出口圧力水柱 280 ± 50 ミリと決定した。

●自主検査のスタート

全国プロパンガス協会は、調整器の検査を始め、昭和 38 年 7 月と 8 月に、10 社の調整器が合格し、9 月 10 日から検査済みの製品が一斉に発売された。

これを受けて、10 月 11 日には通産省が、各地方通産局（現：経済産業局）と都道府県知事あてに、家庭用 L P ガス調整器の検査制度が実施されたことを伝えるとともに、「貴管内関係全事業者に対し本主旨の周知徹底を図るととも

に、関係団体を通じて消費者が本措置による検査済調整器を使用するよう指導して下さい。」と通知した。

この検査開始に伴い、調整器の性能が格段に向上し、特に閉塞性能、容量、安全装置の向上は歴然であった。

調整器は、その後昭和43年、LPガス法（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、後述）において第一種液化石油ガス具等に指定されるが、それまでの6年間に、およそ2000万個を検査して、安全と業界の信頼のために寄与したのである。

● LPガス業界の混迷

ここで、話はややこしくなるが、当時のLPガス業界内の混迷について、若干の補足をしておくことにする。

昭和38年には、全国のLPガス消費世帯数は、都市ガスのそれを上回る600万世帯にまで膨れあがっていた。この膨大な消費は、全国プロパンガス協会の内部に、利害を異にする別の業界団体を誕生させた。まず、LPガスの流通の最上流である生産と輸入を行う35の会社が、LPガス生産輸入懇話会を発足させた。つづいて、卸会社がまとまり、96社によってLPガス元売中央協議会が発足した。また、小売業者の全国組織としては、すでに全国プロパンガス商工組合連合会が組織されていた。

こうした協会内部の別団体発足によって、全国プロパンガス協会はその立場があやふやなものとなり、昭和39年3月、ついに解散することとなった。

しかし、調整器の検査など、保安業務を担当していたのは全国プロパンガス協会である。この業務を今後どこが行っていくかということで、その候補に上がったのが、昭和38年に発足していた高圧ガス保安協会であった。

高圧ガス保安協会は、改正高圧ガス取締法によって生まれた、従来あった高圧ガス協会に代わって自主保安の運営を行う機関である。ここで、さまざまな設備や器具の基準の作成や、検査、保安教育を行うのであるから、調整器の検査も、高圧ガス保安協会へ移行することは不自然ではなかった。

ところが、当初は全国プロパンガス協会の保安業務を担当した事務局が、そのまま高圧ガス保安協会へと移行して、LPガス部門を担当することになっていたのが、予算などの事情からこの引き継ぎがうまく進まなかった。

そこへ、解散した全国プロパンガス協会と入れ代わるかたちで、全国の地方協会を基盤とする連合体である全国LPガス協会連合会（以下「全協連」という）が昭和39年3月に組織された。

そして、結局は調整器の検査は、この全協連で行うことになったのである。

● 高圧ホースとガス栓の自主検査

こうした検査業務の移動はともかく、調整器の検査の実質的な成功を目の当たりにして、昭和 39 年 1 月に日本ホース金具工業会、同年 11 月に全国 L P ガス工業会が相次いで発足した。どちらも、高圧ホースと閉止弁（現：ガス栓）の自主検査を目的とした発足だった。

継手金具の付いた高圧ホースは、家庭用 L P ガスの容器（ボンベ）を 2 本並べて使用する方式が一般的になったことで普及した器具である。しかし、この高圧ホースは屋外で使用されるため、耐圧性はもちろん高い安全性が要求された。実際、当時はホースが抜けたり、切れたりする事故も少なくなかった。

同様にガス栓もまた、L P ガスの使用には欠かせない器具であったが、当時はガス栓からのガス漏れ事故も頻繁に発生していた。

このため、両工業会は、それぞれの製品の検査を調整器と同様に、全協連に委ねることになった。

高圧ホースの検査は、昭和 40 年 10 月から始まった。全協連の検定委員会で作られた検査項目は、耐圧、気密、寸法、外観、表示、弁作動及び破壊の 7 項目であった。

ガス栓の検査開始は、昭和 40 年の 6 月であり、製造時に外観と気密をチェックし、さらに抜取りで寸法と開閉操作の検査を行った。

● L P ガス法成立へ向けて

こうして着々と実績を積み重ねていった全協連の自主検査であったが、これはあくまでも業界内の自主的な検査であり、氾濫していた粗悪品を完全に一掃することはできなかった。事故をなくし、信頼を得るためには、さらに強力な国家検定という方法が、当時の業界には必要なことであった。

ところで、L P ガスは都市ガスと違ってガス事業法の適用を受けておらず、高圧ガス取締法の適用があるだけだった。このため、価格や安定供給、保安面などで、消費者を保護し、業界もまた健全な発展を遂げていくための、L P ガス法の制定が望まれるようになっていた。

当時は急増した L P ガスの需要のため、しばしばガス不足が起きた。ことに昭和 39 年から 40 年にかけて起きたガス不足は深刻で、容器への充填が 8 割に抑えられるといった事態にまで陥った。

この影響を受けて、昭和 40 年の 11 月に、通産省が業界に示した L P ガス法案は、「液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律」という、いわば需給安定法的な色彩の濃いものとなったのである。

標準価格制度や販売事業者の登録制度を盛り込んだこの法案は、業界内に賛否両論の声を巻き起こした。供給元となる L P ガス生産輸入懇話会や石油連盟

はこれに賛成したが、全協連は、「運用の仕方によって、需要開拓が制限される危険性が高く、独占禁止法の本質にも反するものだ」と、強く反対した。こうした混乱のため、この法案の国会上程は見送られた。

つづいて昭和 41 年の 9 月に、通産省は再度、新しい法案を業界に示した。これは、「一般消費者向け液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と銘打った、消費者保安法的な法案であった。

販売事業者の事業区域制限、保安準備金制度、保安確保命令による公定価格設定などを盛り込んだこの法案は、地方のプロパンガス協会などから、「零細業者の生存を危うくする」と、強い反対が示された。

そこで、通産省は同年 11 月に、事業区域の緩和措置や器具検定制度などを盛り込んだ第 2 次案を業界に提示した。

こうして、業界待望の LP ガス法は徐々にかたちを結びつつあったのである。